

「児童虐待防止対策支援事業について」(通知)

雇児総発第0501003号
平成20年5月1日

各 都道府県
指定都市
児童相談所設置市
児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 務課長

児童虐待防止対策支援事業について

児童虐待防止につきましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記事業の実施については、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成17年5月2日付け雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。)により実施することとし、また、平成20年3月31日付け雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知によりその一部を改正したところですが、児童相談体制の強化の観点から、下記の点に留意されつつ、より積極的な取扱いをお願いします。

記

- 要綱改正の主な内容は次のとおりであること。
 - 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)において、市町村の児童相談体制の強化のため、市町村の職員(要保護児童対策調整機関の職員を含む。)を受講の対象者として追加したこと。
 - 法的対応機能強化事業、スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業、一時保護機能強化事業において、警察官OB等からの援助を得られるよう体制整備を行う場合も助成を行うこととしたこと。
 - 国の助成に当たっての事前の協議を廃止し、業務の簡素化を図ったこと。
- 1の(2)に関連して、今般、別添のとおり、警察庁生活安全局少年課長から、警視庁生活安全部長、各道府県警察本部長等宛てに「厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について」(平成20年4月21日付警察庁丁少発第102号)が通知され周知が図られたところである。

児童虐待の対応については、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に伴い臨検・捜索制度が設けられるなど、警察との連携がより一層重要となるので、標記事業を活用して警察官OBを採用する場合には、各都道府県警察本部長に協力を求め、優秀な人材の確保に努めるなど、児童虐待の対応強化について積極的な取組を図られたい。

別添

原議保存期間1年
(平成21年12月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長

警察庁丁少発第102号
平成20年4月21日
警察庁生活安全局少年課長

厚生労働省が所管する「児童虐待防止対策支援事業」への協力について標記の件については、厚生労働省において「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」(以下「要綱」という。)を定め、平成17年4月1日から実施されているところであるが、先般、要綱の改正があり、警察庁に対して別添のとおり依頼がなされた。

本事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的に実施されるものであり、要綱で示された事業のうち

- 法的対応機能強化事業
- スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
- 一時保護機能強化事業

の3事業について、警察官OB等実務経験者の援助を得ることができることとされた。

上記事業における警察官OB等の援助内容の詳細は要綱に示されているが、警察官OBが各自治体の児童相談所の非常勤職員として採用されることにより、

- 都道府県知事(児童相談所職員)が行う臨検・捜索の許可状請求や、接近禁止命令等手続きの迅速な対応
- 虐待事案の危険度や緊急度についての的確な判断及び警察との連携強化

などが図られることが期待される。

については、各都道府県の児童福祉主管課から、本事業への警察官OB等の採用について相談があった場合には、生活安全部門と警務(人事)部門が連携を図り、実務能力を備えた優秀な人材を選定するなど、児童虐待防止対策支援事業に協力するよう配慮されたい。

なお、本通達については警察庁長官官房人事課と協議済みであることを申し添える。

地方分権改革推進委員会 第1次勧告の内容

[児童相談所関連部分]

地方分権改革推進委員会 第1次勧告(抄)

〔平成20年5月28日
地方分権改革推進委員会〕

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

(1)くらしづくり分野関係

【保健所・児童相談所】

市町村合併の進展等により、都道府県の保健所の管轄区域が「虫食い」、「飛び地」のような状態となっているところもある。住民の利便性向上等の観点から、保健所について、市町村への権限移譲を進めるとともに、広域連合等の共同処理方式による設置についても検討する必要がある。

(中略)

児童相談所についても、市町村への権限移譲を進める。

- 都道府県と市との協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直すこととする。

一時保護所の環境改善について

1. 一時保護施設等緊急整備計画

一時保護の現状

地域ごとに見ると・・・

	16年度	17年度	18年度
平均在所日数	22.4日	24.3日	25.9日
定員	2,333人	2,472人	2,477人
1日当たり保護人員	1,158人	1,207人	1,320人

○ 約3割の自治体において、定員を超えて一時保護を実施

【定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体数】

(18年)

(19年)

23自治体 [34.8%] → 21自治体 [31.8%]

※[]内は児童相談所設置自治体数に占める割合

緊急整備計画の策定

1. 計画の概要

定員を超える状況にある一時保護施設を有する自治体については、遅くとも平成21年度末までに一時保護施設の定員不足を解消するための改善計画(一時保護施設等緊急整備計画)を策定。

1. 緊急整備計画策定自治体への特例措置

(1)ハード交付金の優先採択

(2)緊急整備計画期間中、児童養護施設等において認可定員超過による一時保護を容認

2. 定員を超えて一時保護を行った日数が60日以上の一時保護施設を有する自治体への措置

以下の補助事業の交付に当たって、緊急整備計画の策定を条件とする。

(1)一時保護施設整備の補助(ハード交付金)

(2)児童虐待・DV対策等補助金のうち「一時保護機能強化事業」と「24時間・365日体制強化事業」の2事業

2. 計画の策定状況

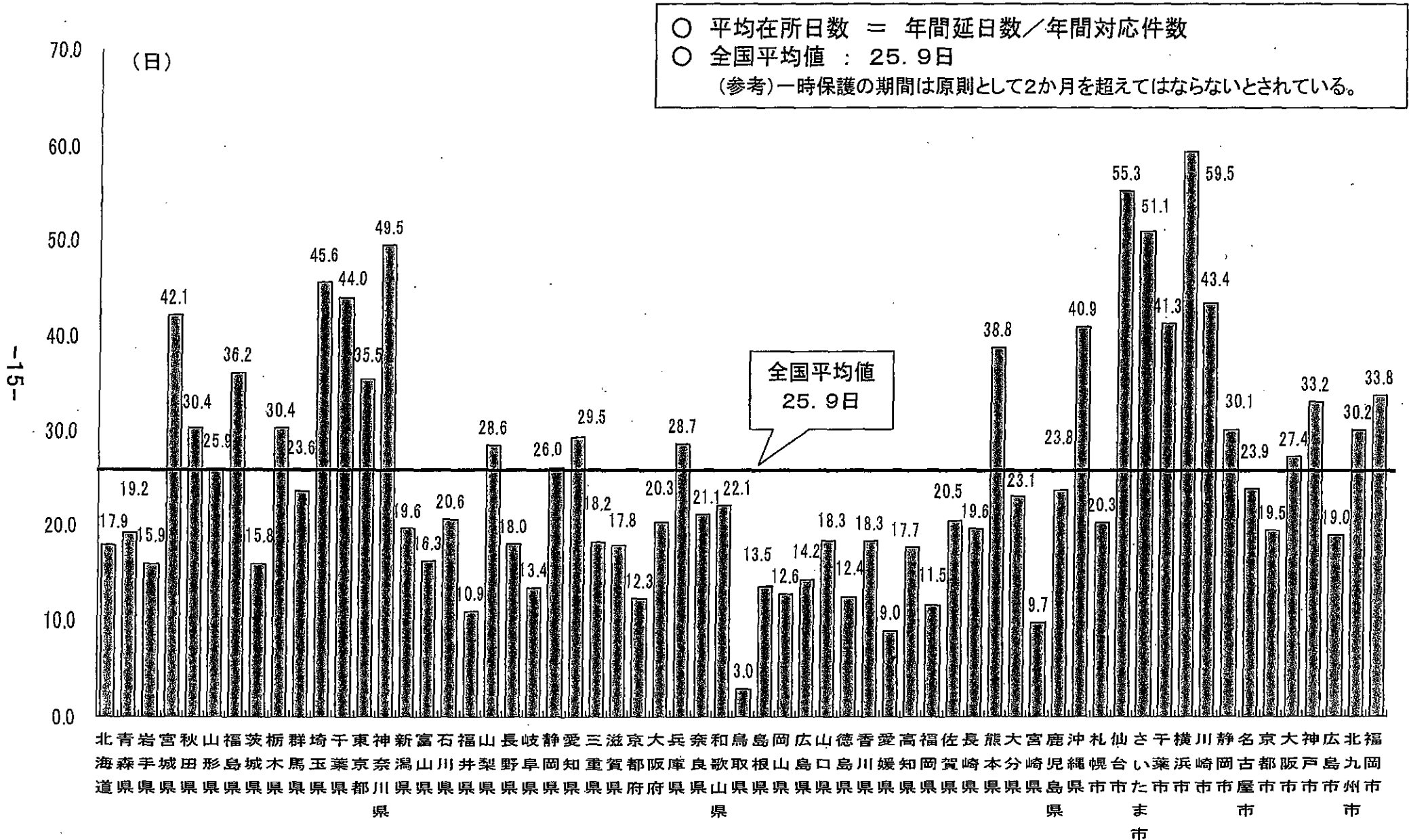
○ 緊急整備計画策定自治体 … 17自治体

○ 平成21年度末までの定員解消計画(定員の増員数)

[一時保護施設:134名、児童養護施設:161名、地域小規模児童養護施設:102名、里親関係:86名、乳児院:20名、その他:30名]

[参考]

都道府県等別一時保護所における平均在所日数



【出典】 福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)[平成18年度]

2 個別対応のための環境改善

- 一時保護中の子どもが安全で安心して過ごせる環境の整備の観点から、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月決定)において、全ての都道府県・指定都市で虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況の改善や非行児童に個別対応できる居室等の改善を行うことが目標として掲げられた。

- 混合処遇の改善や、個別対応できる居室等を有する一時保護所の数:47か所(39.2%)

※平成20年4月1日現在

【都道府県別状況】

自治体名	対応済	未対応
北海道	1	7
青森県	0	1
岩手県	0	3
宮城県	0	1
秋田県	0	1
山形県	0	2
福島県	0	3
茨城県	0	1
栃木県	0	1
群馬県	0	1
埼玉県	0	3
千葉県	1	4
東京都	5	0
神奈川県	1	2
新潟県	0	3
富山県	2	0
石川県	2	0

自治体名	対応済	未対応
福井県	2	0
山梨県	1	1
長野県	0	2
岐阜県	0	2
静岡県	0	2
愛知県	1	0
三重県	1	1
滋賀県	0	2
京都府	1	2
大阪府	1	0
兵庫県	1	0
奈良県	0	1
和歌山県	0	1
鳥取県	0	3
島根県	0	4
岡山県	0	2
広島県	0	2

自治体名	対応済	未対応
山口県	0	1
徳島県	1	0
香川県	1	0
愛媛県	0	3
高知県	1	0
福岡県	2	2
佐賀県	1	0
長崎県	2	0
熊本県	0	1
大分県	0	1
宮崎県	3	0
鹿児島県	0	2
沖縄県	1	0
札幌市	1	0
仙台市	0	1
さいたま市	0	1
千葉市	1	0

自治体名	対応済	未対応
横浜市	3	0
川崎市	0	1
新潟市	1	0
静岡市	1	0
浜松市	1	0
名古屋市	1	0
京都市	0	1
大阪市	1	0
堺市	1	0
神戸市	1	0
広島市	0	1
北九州市	1	0
福岡市	1	0
横須賀市	1	0
金沢市	0	0
合計	47	73

児童相談所運営指針における子どもの行動自由の制限

児童相談所の運営につきましては、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日 児発第133号）に基づき実施していただいているところであり、その中において、一時保護の実施について、入所した子どもを自由な環境の中で落ち着かせるため、環境、援助方法等に十分留意することとなっている。

（参考）児童相談所運営指針抜粋

第5章 第1節

4. 行動自由の制限

（1）行動自由の制限

一時保護中は、入所した子どもを自由な環境の中で落ち着かせるため、環境、援助方法等について十分留意する。無断外出が頻繁である等の理由により例外的に行動自由の制限を行う場合においても、できるだけ短時間の制限とする。

（2）制限の決定

行動自由の制限の決定は、判定会議等において慎重に検討した上で児童相談所長が行う。なお、このことについては必ず記録に留めておく。

（3）制限の程度

子どもに対して行い得る行動自由の制限の程度は、自由に出入りのできない建物内に子どもを置くという程度までであり、子どもの身体を直接的に拘束すること、子どもを一人ずつ鍵をかけた個室におくことはできない。

雇児総発第0424001号

平成20年4月24日

各 都道府県
指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市
市区町村

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



平成20年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の評価方針等について

当局所管の児童福祉施設等の整備については、「平成20年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」（平成20年4月24日付け雇児発第0424001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の整備計画の評価方針及び協議対象施設の選定等のほか、下記事項を評価する方針であるので、これらを十分に踏まえ、真に必要と認められるものに厳選し、協議されるようお願いする。

記

1 児童福祉施設等の整備に係る予算について

児童福祉施設等に係る施設整備については、都道府県・市区町村行動計画を基に策定する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図るため、平成20年度予算においては、約137億円を計上したところである。

平成20年度における交付金の協議にあつては、厳しい財政状況の中、限られた財源を効果的かつ有効に活用する見地から、整備計画の内容を十分に精査した上で、真に必要な施設整備に厳選されるとともに、整備計画に盛り込む各々の施設の妥当性や評価方針との整合性及び法人審査についても万全を期されたい。

2 整備計画の評価方針について

平成20年度においては、次の事項を基本として交付金における整備計画を評価することとしているので、都道府県・市区町村にあつては、その内容を確認し、整備計画内容を十分に精査し、真に必要と認められるものに厳選し、協議されたい。

(1) 一時保護施設については、「子ども・子育て応援プラン」を踏まえ、虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の改善や非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う整備を推進する。

また、虐待を受けた子どもの保護が増加してきており、恒常的な定員超過が見られることから、平成21年度までに「一時保護施設等緊急整備計画」に基づく整備の推進を図る。

(2) 児童入所施設等については、「子ども・子育て応援プラン」を踏まえ、児童養護施設等の小規模ケア化のための整備や、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センターの設置の促進を図るとともに、建設後相当の経過年数を経ている施設及び老朽化している施設の改築等を推進する。

また、入所児童等の快適な居住環境の確保のため、児童養護施設における個室化推進のための整備や、地域における自立支援や子育て支援のため、母子家庭等子育て支援室、親子生活訓練室などの整備促進を図る。

(3) 民間保育所については、「子ども・子育て応援プラン」において、引き続き推進することとしている待機児童ゼロ作戦に基づく保育所受入れ児童数の拡大を図ることとし、待機児童解消を図るための保育所の創設等を推進するとともに、建設後相当の経過年数を経ている施設及び老朽化している保育所の改築等を推進する。

また、同プランに盛り込まれている事業の推進を行うため、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時・特定保育事業のための保育室等の整備、病児・病後児保育事業（病児型・病後児型）のための保育室等の整備等を推進する。

3 交付金における交付基礎点数表について

平成20年度の交付基礎点数については、平成19年度と同額とし、単価改定は行わないこととしている。

※ 平成17年度からの交付金化に伴い、基準単価表を廃止し、交付基礎点数表としたところであり、この点数表の基本的考え方は、従来の社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金における基準単価表を基本としつつ、施設種別、建設コストの地域差や沖縄振興特別措置法などの財政上の特別措置を考慮した上で、点数化しているものである。

4 継続事業の取扱いについて

前年度からの継続事業については、継続事業であっても、単に前年度と同様とすることなく、事業内容の更なる精査を図った上で、「平成20年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について」(平成20年4月24日付け雇児発第0424001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における協議書にて、平成20年5月26日(月)までに、雇用均等・児童家庭局総務課あて、提出されたい。

なお、平成19年度からの継続事業に係る交付基礎点数については、19年度の交付基礎点数を適用する。

また、平成21年度以降にあっても、より厳しい緊縮予算となることが予想されるため、平成21年度以降の継続事業であっても、その財政措置は確約できないことから、原則、単年度により事業が完了するよう調整に努められたい。

5 その他の留意事項

- (1) 当該交付金を協議する際、建設用地の確保が確実であり、地域住民の同意を得ているものに厳選し、協議されたい。
- (2) 児童入所施設等にあっては、職員の勤務交代が円滑に行われるよう定員規模を考慮するとともに、情緒障害児短期治療施設については、学校教育導入のための体制が整備されているものに厳選し、協議されたい。